株 主 各 位

東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

# 株式会社 キャンドゥ

代表取締役社長 城戸 一弥

# 第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、感染拡大防止の観点から、書面(議決権行使書)により事前に議決権を行使いただき、本株主総会へのご来場を極力お控えいただきますよう、お願い申し上げます。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使 書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年2月24日(水曜日)午後6時 までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

ご来場いただいた株主様に対する感謝の気持ちとして、例年実施しておりましたお土産(当社商品)の配布につきましては、本年は中止とさせていただきます。

(詳しくは3ページの「第27回定時株主総会の対応に関するお知らせ」をご 参照ください。)

敬具

記

- **1**. **日 時** 2021年2月25日(木曜日)午前10時 (受付開始予定 午前9時15分)
- 2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号 ハイアットリージェンシー東京 地下1階「センチュリールーム」 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください)

### 3. 目的事項

報告事項 1. 第27期(2019年12月1日から2020年11月30日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員 会の連結計算書類監査結果報告の件

> 2. 第27期 (2019年12月1日から2020年11月30日まで) 計算書類報告の件

### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

新型コロナウイルス感染症拡大の防止の観点から、書面(議決権行使書)により 事前に議決権を行使いただき、株主総会へのご来場を極力、お控えくださいま すよう、お願い申し上げます。

書面(議決権行使書)による議決権行使期限は、2021年2月24日(水曜日)午後6時までとなります。

- 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に ご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 2. 本招集ご通知の内容につきましては、早期に情報を提供する観点から、 本招集ご通知発送前に開示しております。
- 3. 連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条に基づき、当社ウェブサイト
  (http://www.cando-web.co.ip)に掲載しておりますので、本切集ご通知の添供

(http://www.cando-web.co.jp)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

<u>従いまして、会計監査人および監査等委員会が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。</u>

4. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が 生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト

(http://www.cando-web.co.jp)に掲載させていただきます。

### 第27回定時株主総会の対応に関するお知らせ

当社は、本株主総会につきまして、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、 下記のとおり対応させていただきますので、お知らせいたします。

なお、感染拡大防止の観点から、書面(議決権行使書)により事前に議決権を行使いただき、本株主総会へのご来場を極力お控えいただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 本株主総会における新型コロナウイルスの感染予防及び感染防止対策

新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、ご自身の健康状態にご留意いただき、風邪のような症状がみられる場合や体調がすぐれない場合などには、ご無理をなさらず、ご来場を見合わせていただくことをご検討ください。

また、当日は、感染拡大予防のため、当社従業員による体温測定、マスク着用、アルコール消毒などのご協力をお願いする場合がございますので、ご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

- 2. ご来場いただく株主様に向けた対応の中止について
  - ①ご来場いただいた株主様に対する感謝の気持ちとして、例年実施しておりましたお土産(当社商品)の配布につきましては、本年は中止とさせていただきます。
  - ②当社商品展示コーナー、総会後の質問コーナー、当社キャラクター「はっ犬ワンドゥ」の登場につきましても、当社をより一層ご理解いただくための機会として実施しておりましたが、本年は、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、中止とさせていただきます。
  - ③例年会場であるホテルまでは、シャトルバスによる送迎がございましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、こちらも本年は中止となっております。

本株主総会にご出席を予定されている株主の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

# (添付書類)

# 事業報告

(2019年12月1日から 2020年11月30日まで)

### 1. 企業集団の現況

- (1) 当事業年度の事業の状況
  - ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2019年12月1日から2020年11月30日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行等により、景気が急速に悪化いたしました。日本国内におきましても、未だ感染収束の見通しは立っておらず、依然として感染拡大の影響に留意する必要があり、極めて不透明な状況が続いております。

小売業界におきましては、マスクや衛生関連の需要が増加した一方、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う活動制限や外出自粛による経済停滞のマイナス影響に加え、「令和2年7月豪雨」を含めた長雨や低温の影響もあり、経営環境は依然として予断を許さない状況が続いております。

こうした状況のなか、当社グループは、2018年11月期からの3ヶ年について定めた中期計画『Next3』を推進しております。最終年度となります当連結会計年度におきましては、全社方針として定めております「選ばれる独自性の確立」のための差別化戦略を推進するとともに、当連結会計年度の事業方針を『変化に対応する構造改革の実行』と定め、より収益性の高い出店を行いつつ、多様化する顧客ニーズに応えられる店舗づくりのために、100円の商品に加え、100円以外の価格帯商品の販売を開始するなど、厳しい環境下においても収益を上げていける体制づくりに取り組んでまいりました。

出店・退店戦略では、大手法人企業との連携強化を図り、フランチャイズ契約等による出店を推進し、商業施設・駅ビル等については直営店舗を主軸として出店を推進してまいりました。また、計画的な退店も行いつつ店舗数の純増と収益拡大の実現に努めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による出店の延期等に伴う影響もあり、当連結会計年度の新規出店実績は、66店舗(直営店23店舗、FC店43店舗)、退店が51店舗となり15店舗の増加となりました。これにより、当連結会計年度末における店舗数は1,065店舗(直営店710店舗、FC店347店舗、海外FC店8店舗)となりました。

商品戦略では、中期計画の全社方針「選ばれる独自性の確立」の核となるべく、引き続き商品のオリジナリティの更なる追求を推進してまいりました。当連結会計年度は、商品開発方針を「ニーズに対応する商品開発」と定め、多様化するお客様のニーズに対応するため、100円以外の価格帯商品の販売を開始いたしました。また、商品のオリジナリティの更なる追求とSNS情報分析による差別化戦略を引き続き推進するとともに、物流や環境問題に対応するため、仕入先様と連携し、商品のクオリティを向上した商品開発に努めてまいりました。売上高に対する売上原価率は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う商業施設の店休や営業時間短縮等により直営店の売上構成比が下がったことや、出店強化を進めるFC店の売上構成比が上昇したことにより、前年比では、0.3ポイント増の61.7%となりました。

販売戦略では、多様化するお客様のニーズに対応するべく、キャッシュレス 決済の拡大と接客等を充実させ、客単価の向上を図ってまいりました。また、 お客様目線での売り場作りの質の向上を図るとともに、接客教育の見直しによ る「新しい・楽しい売り場」をコンセプトに、主要店舗の戦略的なリニューア ルを引き続き実施いたしました。更に、本部主導での商品発注支援や、中長期 的な視点での差別化の取り組みを継続して実施いたしました。新型コロナウイ ルス感染症拡大の影響により、緊急事態宣言が発令された期間において、外出 の自粛や都道府県を跨いだ移動の減少による大都市店舗の売上の減少、テナン トとして出店している商業施設の休業に伴う店休や営業時間の短縮、新規出店 時期の延期などの減少要因もありましたが、需要の高まった衛生関連商品等の 販売を強化するとともに、生活必需品の継続供給に努めた結果、直営既存店売 上高につきましては、前年比で102.1%となりました。また、売上高の増加と、 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による出店延期に伴い、出店関連費用が 抑制されたことなどから、販売費及び一般管理費合計の売上高比率は前年比で 0.8ポイント低下いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は売上高730億34百万円(前期比102.4%)、営業利益15億58百万円(前期比130.6%)、経常利益16億43百万円(前期比126.4%)、親会社株主に帰属する当期純利益4億40百万円(前期比135.2%)となりました。

各事業の業績は、直営店売上高629億86百万円(構成比86.2%、前期比100.3%)、FC店への卸売上高88億84百万円(構成比12.2%、前期比117.6%)、その他売上高11億63百万円(構成比1.6%、前期比124.4%)となりました。

なお、セグメントの実績については、当社グループは単一セグメントのため 記載しておりません。

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度は直営店23店舗の出店のほか、既存店の増床・改装などを実施した結果、設備投資総額は15億18百万円(差入保証金の支出を含む)となりました。

### (2) 対処すべき課題

当社グループは、目標とする経営指標を実現し安定した成長を継続するために、株式公開会社としての社会的責任を果たし、ステークホルダーとのよりよい関係の構築に努めてまいります。

現在の経営環境を踏まえて、中期計画『Next3』の実現へ向けて、以下の足元における重要課題にも対処し、顧客満足度の追求を通じて、企業価値の向上を実現させてまいります。

### ①商品について

お客様のニーズに対応する新商品開発と、付加価値向上への取り組みを推進いたします。新商品開発においては、他価格帯商品の拡充、新しい生活様式に対応する商品及びシーズンディレクションマップに基づく開発を推進し、お客様のニーズに対応する確実性の高い商品化に努めてまいります。付加価値向上に向けては、商品ラインナップの拡充と品揃えの精度向上、グループ企業活用による商品調達力の強化、配送効率と店舗のオペレーション改善を目的とした物流拠点の移設をしてまいります。また、SNSによる情報発信と情報分析を引き続き推進し、「キャンドゥ」ブランドの認知度向上と付加価値向上を図ってまいります。

### ②店舗について

お客様の期待に応え続けるために、店舗における「品揃え」「接客」「利便性」の向上に努めてまいります。品揃え面では、POSデータと本部情報を活用し個店ごとに品揃えと在庫量を最適化してまいります。接客面では、当社が目指す接客の在り方を明確化するとともに、それを全店に浸透させる教育体系を構築してまいります。利便性については、決済手段の拡充を図るとともに、当社が提供する価値を全国のお客様にお届けすべくパートナー企業様との協業等による出店を推進してまいります。

### ③生産性について

高い顧客満足度を実現し、企業価値を向上させる源泉は、何よりも「従業員が幸福であること」と考え、従業員への還元と、より働きがいのある職場環境の整備を通じて、生産性の向上に努めてまいります。店舗運営における生産性の指標である従業員の定着率を向上させるべく、制度や仕組みの見直しを推進いたします。また、各種法改正への対応も進めてまいります。

当社グループは、価値ある商品とサービスの提供を通じて、より多くの感動を お届けいたします。

必要とされる、選ばれる企業グループであり続けるために、挑戦と進化を企業 文化として浸透させてまいります。

### (3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

			第 24 期 (2017年11月期)	第 25 期 (2018年11月期)	第 26 期 (2019年11月期)	第27期(当期) (2020年11月期)
売	上	高(百万円)	68, 829	70, 741	71, 297	73, 034
経常	亨 利	益(百万円)	2, 273	1, 978	1, 300	1, 643
親会神	生株主 純利益	に帰属する 盆(百万円)	1,010	798	325	440
1株当	たり当	期純利益(円)	63. 49	50. 20	20. 45	27. 65
総	資	産(百万円)	24, 540	25, 952	28, 633	28, 379
純	資	産(百万円)	11, 809	12, 385	12, 246	12, 575
1 株当	旨たり糸	吨資産額(円)	740. 56	774. 58	765. 00	786. 71

<sup>(</sup>注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株 当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

	第 24 期 (2017年11月期)	第 25 期 (2018年11月期)	第 26 期 (2019年11月期)	第27期(当期) (2020年11月期)
売 上 高(百万円)	68, 812	70, 709	71, 262	72, 784
経 常 利 益(百万円)	2, 051	1, 933	1, 239	1, 441
当期純利益(百万円)	815	757	269	269
1株当たり当期純利益(円)	51. 27	47. 59	16. 91	16. 96
総 資 産(百万円)	24, 268	25, 679	28, 267	27, 874
純 資 産(百万円)	11, 967	12, 488	12, 504	12, 495
1株当たり純資産額(円)	750. 52	781. 11	781. 26	781.68

<sup>(</sup>注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株 当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

### (4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の出資比率	主	要	な	事	業	内	容	
株式会	社ア	クシス		10百		100%	日用雑貨	貨の卸	印売	業				

### (5) 主要な事業内容(2020年11月30日現在)

当社グループは、当社と国内子会社1社で構成され、日用雑貨及び加工食品 を直営店舗にて販売する小売業並びにフランチャイジーなどへの卸売業を営ん でおります。

# (6) 主要な事業所及び店舗(2020年11月30日現在)

① 当社

本社 東京都新宿区

店舗 全店1,065店舗 (うち海外FC店8店舗)

地		域	都		県	店舗数	地 域	都		県	店舗数
北	海	道	北	海	道	77	近 畿	滋	 賀	県	11
東		北	青	森	県	4		京	都	府	17
İ			岩	手	県	13		大	阪	府	73
İ			宮	城	県	20		兵	庫	県	49
İ			秋	田	県	5		奈	良	県	9
			Щ	形	県	6		和	歌 山	県	18
l			福	島	県	10			計		177
				計		58	中 国	鳥	取	県	5
関		東	茨	城	県	12		島	根	県	1
			栃	木	県	6		岡	Щ	県	8
			群	馬	県	8		広	島	県	15
			埼	玉	県	64		Щ	П	県	6
			千	葉	県	49			計		35
			東	京	都	160	四 国	徳	島	県	3
			神	奈 川	県	96		香	Ш	県	2
				計		395		愛	媛	県	4
中		部	新	潟	県	10		高	知	県	3
			富	山	県	8			計		12
			石	Ш	県	7	九州·沖縄	福	岡	県	54
			福	井	県	1		佐	賀	県	2
			山	梨	県	4		長	崎	県	16
			長	野	県	14		熊	本	県	16
			岐	阜	県	15		大	分	県	6
			静	岡,	県	15		宮	崎	県	11
			愛	知	県	38		鹿	児島	県	38
			<u>=</u>	重	県	13		冲	縄	県	35
				計		125			計		178

		国			名	店	舗	数
海	外	モ	ン	ゴ	ル			8
			言	+				8

<sup>(</sup>注)店舗数には国内FC店347店舗、海外FC店8店舗を含めております。

# ② 子会社

株式会社アクシス(連結子会社): 本社 大阪府大阪市阿倍野区

- (7) 使用人の状況 (2020年11月30日現在)
  - ①企業集団の使用人の状況

使用人数(名)	前期末比増減(名)
605	△22

(注) 上記使用人数のほか、嘱託・準社員 (パートタイマー) 及びアルバイトの最近1年間にお ける平均人数は3,555名(1日8時間勤務換算)であります。

### ②当社の使用人の状況

使用人数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢	平均勤続年数
592	△20	39.8歳	13.3年

- (注) 上記使用人数のほか、嘱託・準社員 (パートタイマー) 及びアルバイトの最近1年間にお ける平均人数は3,555名(1日8時間勤務換算)であります。
- (8) 主要な借入先の状況 (2020年11月30日現在) 該当事項はありません。

# 2. 会社の現況

(1) 会社の株式に関する事項(2020年11月30日現在)

① 発行可能株式総数

42,000,000株

② 発行済株式の総数 (自己株式844,737株を含む) 16,770,200株

③ 株主数

38,111名

## ④ 大株主(上位10名)

株 主	名	持	株	数	持	株	比	率			
城戸 一弥			3, 108, 0	00株	19.52%						
株式会社ケイコーポレーミ	/ョン		2, 205, 6	00株	13.85%						
城戸 恵子			1, 627, 3	00株	10. 22%						
日本マスタートラスト信記 (信託口)	£銀行株式会社		627, 8	00株		3. 94					
キャンドゥ取引先持株会			343, 4	00株			2. 16	5%			
株式会社日本カストディ銀	限行(信託口)		224, 2	00株			1. 41	%			
株式会社日本カストディ銀	限行(信託口5)		191, 7	00株			1. 20	)%			
株式会社日本カストディ針	限行(信託口6)		149, 9	00株			0. 94	1%			
J.P.Morgan Seplc (常任代理人JPモルガン			138, 9	31株		0.87%					
BNYM SA/NV I	FOR BNYM M CLIENT FE		138, 4	29株			0. 87	7%			

- (注) 1. 上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。
  - 2. 上記の持株比率は自己株式 (844,737株) を控除して算出しております。
  - 3. 上記の表には当社所有の自己株式 (844,737株) は含めておりません。

## (2) 会社の新株予約権等に関する事項

①当事業年度の末日において当社役員が保有している業務執行の対価として交付された新株予約権の状況

### 2017年2月24日開催の取締役会決議

新株予約権の数(個)	400
新株予約権のうち自己新株予約権の 数(個)	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株) (注) 1	40, 000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自 2019年3月14日 至 2021年3月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本 組入額(注) 2・(注)3	発行価格 1,729円 資本組入額 865円
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	(注) 5

## 役員の保有状況

	新株予約権の数(個)	目的となる株式数 (株)	保有者数(人)
取締役(監査等委員を 除く)	230	23, 000	4
取締役(監査等委員)			_

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1個当たり100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 発行価格は、新株予約権の割当日における公正な評価単価1,728円に、行使時の払込金額1円を合算している。

なお、新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、 当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、 金銭の払込みを要しないものとする。

- 3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額
  - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
  - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、 上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じ た額とする。
- 4. 新株予約権の行使の条件
  - ①新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社又は当社子会社の取締役又は 従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、定年退職により当社又は 当社子会社の従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。
  - ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めない。
  - ③その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当 契約に定めるところによる。

5. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、本新株予約権の発行要項に準じた条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の 状況

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況(2020年11月30日現在)

	地		1	立	氏			名	担当及び重要な兼職の状況
代	表	取	締	役	城	戸		弥	社長 株式会社アクシス 代表取締役 社長
取		締		役	新	宮	孝	仁	店舗開発担当・FC担当
取		締		役	望	月	園	枝	商品担当・直営担当
取		締		役	森	田		徹	管理担当・人事担当
取紹	等役·	監	査 等	委員	岡	田	浩	史	常勤監査等委員
取紹	第 役 ·	監	査 等	委員	田	村	稔	郎	田村公認会計士事務所 所長 シンメンテホールディングス株式会 社 社外監査役
取紹	<b>竞役</b> •	監	査 等	委員	飯	田	直	樹	弁護士法人黒田法律事務所 パートナー弁護士 株式会社山野楽器 監査役 株式会社文教堂グループホールディ ングス 社外取締役

- 取締役・監査等委員の田村稔郎及び飯田直樹の両氏は社外取締役かつ独立役員であり
  - また、当社は、上記2氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任 限度額としております。
  - 2. 取締役・監査等委員の田村稔郎氏は、公認会計士資格を有しており、会計の専門家と して財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。 取締役・監査等委員の飯田直樹氏は、弁護士資格を有しており法律の専門家として法 や、コンプライアンスに関して相当程度の知見を有しております。
  - 3. 取締役・監査等委員の岡田浩史氏は、常勤の監査等委員であります。当社の内部監査およびIRの経験を有し、事業内容全般に精通する常勤者として情報収集の実効性向 上、社外監査等委員との効率的な情報共有により監査の質を高めております。
  - 4. 当社は監査等委員会の職務の補助にあたっては、選任された担当者が対応する体制を とっております。 5. 2020年12月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。
  - - ・新宮孝仁氏は、店舗開発担当・FC担当から西日本営業部部長に就任いたしました。

    - ・望月園枝氏は、商品担当・直営担当から商品部部長に就任いたしました。・森田徹氏は、管理担当・人事担当から中日本営業部部長に就任いたしました。

### (2) 取締役の報酬等の総額

区	分	支	給	人	員	報	酬	等	の	額
取 締 (監査等委員である)	役のお除ノ				4名			1	02百万	万円
(うち社外	取締役のは、				(-名)				(-百)	万円)
取締役(監査(うち社外	等 委 員 ) 取 締 役 )				3名 (2名)				17百 (8百)	万円 万円)
合 (う ち 社 タ	計 ( ) ( ) ( ) ( )				7名 (2名)			1	19百 (8百)	万円 万円)

(注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額は、2016年2月25日開催の定時株主総会において、役員賞与を含む報酬等の額を年額150百万円以内(うち社外取締役分は年額10百万円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議いただいており、また、別枠で2019年2月26日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬額として取締役(監査等委員である取締役を除く)に対し、年額50百万円以内と決議いただいております。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

- 2. 監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年2月25日開催の定時株主総会において報酬額を年額30百万円以内と決議いただいております。
- 3. 2019年9月17日付で任意の諮問機関として社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会を設置しており、監査等委員でない取締役の報酬案については、同委員会の審議内容を尊重し、取締役会で決定することとしております。

### (3) 社外役員等に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

当社と監査等委員である取締役田村稔郎氏の兼職先である田村公認会計士事務所、社外監査役を務めているシンメンテホールディングス株式会社との間に重要な取引関係はありません。

また、当社と監査等委員である取締役飯田直樹氏の兼職先である弁護士法 人黒田法律事務所、監査役を務めている株式会社山野楽器、社外取締役を務 めている株式会社文教堂グループホールディングスとの間に重要な取引関 係はありません。

### ②当事業年度における主な活動状況

監査等委員である取締役田村稔郎氏は、当事業年度に開催した取締役会13回中12回、監査等委員会13回中13回に出席し、会計の専門家として、主に財務及び会計に関する発言を行っております。

監査等委員である取締役飯田直樹氏は、当事業年度に開催した取締役会13回中12回、監査等委員会13回中12回に出席し、法務の専門家としての立場から主に法務・内部統制等に関する発言を行っております。

### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

### 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その 他財産上の利益の合計額			31百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に 基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 監査等委員会は、同委員会で作成済の「会計監査人監査の相当性判断チェックシート」 に従い、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出 根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の再任並 びに報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務 (非監査業務)である収益認識に関する会計基準の適用に関する助言・指導業 務を委託し、対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その 他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下の とおりであります。

〈内部統制システムの整備に関する基本方針〉

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため の体制

取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範に適合した行動をとるための規準である「キャンドゥ行動規範」の更なる周知徹底を図ります。「内部統制委員会」を設置し、全社横断的なコンプライアンスの取組みの推進・向上を図ります。また、社長直轄の内部監査室が社内業務全般のコンプライアンス状況を監査するとともに、内部通報制度によりコンプライアンス上、疑義ある行為の把握と防止に努めます。

### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「文書管理規程」その他の社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を記録した文書等(電磁的媒体を含む)を保存し、必要に応じて監査等委員である取締役が検索・閲覧可能な状態で管理します。

### ③当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理の基本方針は取締役会にて決定するものとし、リスク管理の基本方針を「リスク管理規程」に定め、各業務毎のリスク管理体制を構築し、損失発生の事前防止に努めます。また、「内部統制委員会」が全社のリスク管理を統括し、各部署におけるリスク管理体制整備を支援、推進するとともに、その実施状況の評価、リスク管理担当取締役への報告を行います。不測の事態が発生した場合は社長直轄の「対策本部」を設置し、損害を最小限に止めるべく迅速に対応します。

### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則毎月開催し、重要事項の決議や「中期経営計画」及び「年度予算」を策定します。これらを達成するため、「経営会議」において、担当取締役がその進捗と対策実施状況を報告するとともに、取締役会から委譲された範囲で重要事項の事前審議並びに機動的な業務意思決定を行います。各業務の執行は「業務分掌規程」「職務権限規程」その他の規程に定める権限と責任及び実施手続に従って遂行されます。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 当社グループ各社は「キャンドゥ行動規範」を遵守し、また、グループで「ビジョン」を共有し、グループ全体としてのコンプライアンス体制及び内部統制の 構築に努めます。

グループ各社を担当する取締役は当該会社の管理体制を整備し、業務執行状況 を取締役会等に定期的に報告します。

当社は、当社グループにおけるリスクを抽出し、内部統制委員会において当該リスクがもたらす損失発生を防止するための対策を定めることとし、リスク発生時の最小化のための事後処理、再発防止策の効果的かつ効率的な実行により、事業継続と安定的発展を確保することとします。

当社と子会社間の取引については、グループ外の企業との取引と同様に、相互の利益を尊重して契約審査、価格決定手順等を規定等に従って実施します。子会社の株主総会議案に対しては、その適法性、妥当性、効率性の観点から取締役会及び経営会議で慎重に審議のうえ、議決権を行使します。

当社の監査等委員である取締役と子会社の監査役との連携を強化するため定期的に連絡会を設け、更に監査等委員会は会計監査人及び内部監査室と連携してグループ企業の監査を実施します。

⑥当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の体制及びその補助する使用人 の独立性の確保について

必要に応じて、監査等委員会の業務を補助すべき使用人を監査補助者として置くものとし、その選任、異動、人事考課については取締役会の協議事項とします。 監査補助者は監査等委員会から監査業務に関する指揮命令を受けたときは、これに関して監査等委員である取締役以外の取締役及び他の使用人の指揮命令は受けないものとします。

### ⑦監査等委員会の監査補助者に対する指示の実効性確保に関する事項

監査補助者は、専ら監査等委員である取締役の指示に従ってその監査職務の補助を行うものとし、監査等委員会又は監査等委員である取締役と定期的に会合を持つなど、相互に連携をし、監査の実効性確保を図ります。また、監査補助者が、監査業務に関する指揮命令を受けたときは、独立性を確保するため、これに関して監査等委員以外の取締役及び他の使用人の指揮命令は受けないものとします。

また、監査等委員に対する報告を理由とした監査補助者への不利な取り扱いを禁止し、その旨の周知徹底を図ります。

⑧当社の監査等委員以外の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

定例取締役会等において代表取締役及び各業務執行取締役は担当する業務の執行状況を報告します。この他、監査等委員である取締役は経営会議等の重要会議への出席、監査等委員以外の取締役及び使用人からの説明・報告、業務執行に関する文書等の閲覧を求めることができるものとします。代表取締役及び各業務執行取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに監査等委員会に報告します。また、内部監査の状況、内部通報の状況についても適時に監査等委員会に報告します。監査等委員会は、代表取締役及び各業務執行取締役、会計監査人、内部監査室とそれぞれ意見・情報交換のための会合を定期的に開催します。

子会社の取締役、監査役及び従業員または、これらの者から報告を受けた者は 法令定款違反やその恐れ、または会社に著しい影響を及ぼしうる重要な事実を発 見したときは、遅滞なく監査等委員に報告をするものとします。

### ⑨監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)について生ずる費用等の前払い又は償還手続きについては、監査等委員会の職務執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、監査等委員の請求等に従い、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

### ⑩反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力との関係を断絶するため「キャンドゥ行動規範」 を定めております。本行動規範に基づき、反社会的勢力については、毅然として 対応し、一切関係を持ちません。

また、その実効性を担保するために「株式会社キャンドゥ コンプライアンスマニュアル」を定め、定期的に全社で開催しております勉強会等の活動を通じて、その周知徹底を図っております。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

当事業年度における主な取組みは、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに対する取組み

当社では、「株式会社キャンドゥ コンプライアンスマニュアル」を当社グループ行動規範に準拠する形に再編成いたしました。

また、コンプライアンス勉強会をアルバイトを含む全従業員を対象に毎月実施いたしました。

更に、グループ会社においても、独自のテーマも加え、全従業員を対象に毎月 実施いたしました。

(2) リスク管理に対する取組み

当社グループにおいて重要な損失の危険に関する事項は、各部門管理者の実施報告内容を、内部統制委員会における協議並びに検証を経て、取締役会等において報告が行われております。

当事業年度では、内部統制システムによる「リスク管理体制・内部統制・法令 遵守体制に関するチェックリスト」でのチェックを実施し、リスク管理の精度向 上を図りました。

(3) 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組み

取締役会においては、議案の審議や各部門より業務執行に係る報告を受け、業 務執行の監督を行いました。

(4)監査等委員会の職務の執行について

監査等委員は、監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会開催後に 監査等委員会を開催し、必要に応じて代表取締役、取締役等と監査内容について の意見交換を実施いたしました。また、会計監査人より監査結果の報告を受ける とともに、経営上の重要事項について意見交換を実施いたしました。

(5) 内部監査の実施状況について

内部監査室は、内部監査計画に基づき、次に掲げる監査並びにモニタリングを 実施いたしました。

- ①当社及び当社子会社における業務の適正性、法令遵守状況並びにリスク管理 状況に関する業務監査
- ②財務報告に係る内部統制監査
- ③内部通報制度の運用状況
- (6) グループ企業監査の適正確保のための体制

グループ企業監査の適正を確保するため、監査等委員、内部監査室、グループ 企業監査役の連携による内部統制及び会計監査を実施いたしました。

# <u>連 結 貸 借 対 照 表</u> (2020年11月30日現在)

科目	金額	科目	金 額
(資産の部)	28, 379	(負債の部)	15, 804
流動資産	13, 906	流動負債	11, 324
現金及び預金	4, 283	買掛金	3, 782
売 掛 金	748	電子記録債務	4, 919
商品	6, 256	未 払 金	651
未 収 入 金	1, 976	未 払 費 用	734
そ の 他	662	未 払 法 人 税 等	596
貸 倒 引 当 金	△20	賞与引当金	3
固定資産	14, 473	資 産 除 去 債 務	29
有形固定資産	6, 517	そ の 他	607
建物及び構築物	5, 294	固定負債	4, 479
車 両 運 搬 具	13	退職給付に係る負債	2, 097
工具、器具及び備品	1, 207	資 産 除 去 債 務	1,762
建設仮勘定	2	負 の の れ ん	247
無形固定資産	691	そ の 他	372
商標権	17	(純資産の部)	12, 575
ソフトウエア	573	株 主 資 本	12, 569
電話 加入権	22	資 本 金	3, 028
ソフトウエア仮勘定	77	資本剰余金	3, 068
投資その他の資産	7, 264	利益剰余金	7, 682
破産更生債権等	9	自 己 株 式	$\triangle 1,210$
敷金及び保証金	5, 471	その他の包括利益累計額	△41
繰 延 税 金 資 産	1, 579	繰延ヘッジ損益	$\triangle 4$
そ の 他	219	退職給付に係る調整累計額	△36
貸倒引当金	△15	新株予約権	46
資 産 合 計	28, 379	負債純資産合計	28, 379

# 連結損益計算書

( 2019年12月1日から 2020年11月30日まで )

科			金	
	高			73, 034
売 上 原	価			45, 032
売 上 総 利	益			28, 002
販売費及び一般管理	費			26, 443
営業利	益			1, 558
営 業 外 収	益			
事務手数料	収 入	等	14	
雑    収		入	32	
負 の の れ ん	償 却	額	38	
仕 入	割	引	10	
その		他	2	97
営 業 外 費	用			
為    替	差	損	2	
雑 損		失	10	
その		他	0	12
経常利	益			1, 643
特別利	益			
受 取 補	償	金	49	
新株予約権	戻 入	益	8	57
	失			
固定資産	除却	損	108	
長期前払費		却	5	
減   損	損	失	631	745
税金等調整前当期純利	-			955
法人税、住民税及び事業			786	
法 人 税 等 調 整	額		△270	515
当期純利	益、ス			440
親会社株主に帰属す 当期純利	る <u>益</u>			440

# 連結株主資本等変動計算書

## ( 2019年12月1日から 2020年11月30日まで)

							(十四・日/9/17)
				株	主資	本	
	資	本	金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年12月1日 残高			3, 028	3, 066	7, 513	△1, 221	12, 386
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当					△270		△270
親会社株主に 帰属する 当期純利益					440		440
自己株式の取得						△0	△0
自己株式の処分				2		11	13
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)							
連結会計年度中の変動額合計			_	2	169	11	183
2020年11月30日 残高			3, 028	3, 068	7, 682	△1, 210	12, 569

	その	他の包括利益累	計額		
	繰延ヘッジ損 益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括 利益累計額合 計	新株予約権	純資産合計
2019年12月1日 残高	$\triangle 2$	△206	△209	69	12, 246
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△270
親会社株主に 帰属する 当期純利益					440
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					13
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△2	170	168	△22	146
連結会計年度中の変動額合計	△2	170	168	△22	329
2020年11月30日 残高	△4	△36	△41	46	12, 575

# 貸借対照表

(2020年11月30日現在)

科目	金額	科目	金 額
(資産の部)	27, 874	(負債の部)	15, 378
流動資産	13, 466	流動負債	11, 209
現金及び預金	3, 832	買掛金	3, 774
売 掛 金	719	電子記録債務	4, 919
商品品	6, 079	   未 払 金	633
未 収 入 金	2, 020	   未 払 費 用	732
前渡金	326	未払法人税等	536
前 払 費 用	400	未払消費税等	391
その他	108	預り金	27
貸   倒   引   当   金     固   定   資   産	$\triangle 20$ 14, 408	資産除去債務	29
	6, 516		
建物	5, 294	その他	164
車両運搬具	12	固定負債	4, 169
工具、器具及び備品	1, 206	退職給付引当金	2, 042
建設仮勘定	2	資産除去債務	1, 762
無形固定資産	690	そ の 他	365
商標権	17	(純 資 産 の 部)	12, 495
ソフトウェア	573	株 主 資 本	12, 448
電話加入権	22	資 本 金	3, 028
ソフトウエア仮勘定	77	資 本 剰 余 金	3, 068
投資その他の資産	7, 200	資本準備金	3, 065
出資金	2	その他資本剰余金	3
関係会社株式	10	   利 益 剰 余 金	7, 561
破産更生債権等	9	利益準備金	6
長期前払費用	209	その他利益剰余金	7, 554
繰延税金資産	1,510	繰越利益剰余金	7, 554
敷金及び保証金	5, 466		
そ の 他 貸 倒 引 当 金	$7$ $\triangle 15$	自己株式	△1, 210
		新株予約権	27, 274
資 産 合 計	27, 874	負債純資産合計	27, 874

# 損益計算書

# ( 2019年12月1日から 2020年11月30日まで )

科	目		金	額
売上	高			72, 784
売 上 原	価			45, 563
売 上 総 利	益			27, 220
販売費及び一般管理	費			25, 827
営 業 利	益			1, 393
営 業 外 収	益			
事務手数料	中 収 入	等	14	
雑    収		入	31	
仕 入	割	引	10	
その		他	2	59
営 業 外 費	用			
為    替	差	損	2	
雑 損		失	10	12
経常利	益			1, 441
特 別 利	益			
受 取 補	償	金	49	49
特 別 損	失			
固定資産	除却	損	108	
長 期 前 払 費	別用償	却	5	
減   損	損	失	631	745
税引前当期純利	益			744
法人税、住民税及び事業	<b>菜税</b>		719	
法 人 税 等 調 整	額		△244	474
当 期 純 利	益			269

# 株主資本等変動計算書

## ( 2019年12月1日から ) 2020年11月30日まで )

			梤	₹	È	資	本		
		資本	剰	余 金	,	利益剰分	₹ 金		
	資本金	資本準備金	そ他本余	資本剰余 金 計	利準金	その他利 益剰余 越剰 益 利余	利益剰余 金 計	自己株式	株主資本合計
			新金 			金 判 余			
2019年12月1日 残高	3, 028	3, 065	0	3, 066	6	7, 555	7, 562	△1, 221	12, 435
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△270	△270		△270
当 期 純 利 益						269	269		269
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分			2	2				11	13
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	_	_	2	2	_	△0	△0	11	13
2020年11月30日 残高	3, 028	3, 065	3	3, 068	6	7, 554	7, 561	△1,210	12, 448

	新	株	予	約	権	純	資	産	合	計
2019年12月1日 残高					69				12,	504
事業年度中の変動額										
剰余金の配当									Δ	270
当 期 純 利 益										269
自己株式の取得										△0
自己株式の処分										13
株主資本以外の項目の事業年度 中 の 変 動 額 (純 額)				2	△22				2	△22
事業年度中の変動額合計				2	△22					△9
2020年11月30日 残高					46				12,	495

### 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2021年1月21日

株式会社キャンドゥ取締役会御中

# 有限責任監査法人トーマツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 斎 藤

毅文印

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 浅 井

則彦即

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キャンドゥの2019年12月1日から2020年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャンドゥ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年1月21日

株式会社キャンドゥ取締役会御中

# 有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 斎 藤

毅文印

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 浅 井 則 彦 ⑪

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キャンドゥの2019年12月1日から2020年11月30日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽 表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整 備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書におい て独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤 謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に 影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものでは ないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案 するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業 会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等 の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示 しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 杳 報 告 書

当監査等委員会は、2019年12月1日から2020年11月30日までの第27期事業年度における取 締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告い たします。

監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会 決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締 役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説

- 度及の使用人等からその情楽及の連用の状況について定期的に報音を受け、必要に応して説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。
  ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また要なの事業が及び財産の状況を調査しました。また要な 社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証す るとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するため の体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」 (2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ の体制し て説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸 借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並び に連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結 注記表) について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1)事業報告等の監査結果
- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示している ものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実 は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指 摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めま
- (3)連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めま す。

2021年1月22日

株式会社キャンドゥ 監査等委員会

取締役(監査等委員・常勤) 岡田 浩史 (EII)

取締役(監査等委員) 田村 稔郎 (EII)

取締役(監査等委員) 飯田 直樹 (EII)

(注) 監査等委員田村稔郎並びに飯田直樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定 する社外取締役であります。

> 以 H.

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。 期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては、将来の事業拡大と企業体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績と連動した安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

上記方針に基づき、当期期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- 配当財産の種類
   金銭といたします。
- 2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 普通株式1株につき8円50銭とさせていただきたく存じます。 なお、この場合の配当総額は、135,366,435円となります。
- 利余金の配当が効力を生じる日
   2021年2月26日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。本議案において以下同じ)4名全 員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、 取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、取締役会の諮問機関である「指名・報酬委員 会」における審議内容を尊重し、取締役会において決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	か   が   な     氏   名     (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	* ボー デー 弥 (1985年7月9日生)	2007年4月当社入社2007年9月当社商品部次長2009年11月当社経営企画室室長2010年2月当社代表取締役2011年2月当社代表取締役社長(現任)2019年8月株式会社アクシス代表取締役社長(現任)	3, 108, 000株
	【取締役候補者とした理由	1	

候補者は、取締役会にて決議事項や報告事項において適切な説明を行い、経営の重要事 項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。また、候補者は、当社の 企業価値向上、収益体質への変化に努めてまいりました。

2020年11月期においては、新型コロナウイルス感染症拡大により緊急事態宣言が出され る中、感染拡大防止とともに店舗の営業継続に全社を挙げて取り組み、生活インフラとし ての社会的な役割を果たすべく、企業を牽引してまいりました。引き続き経営の指揮を執 り、持続的な成長を目指していくことが最適であると判断し、取締役として適任と考えて おります。

候補者 番 号	s り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数						
2	が 新 宮 孝 仁 (1974年4月19日生)	2001年7月   当社入社   2011年3月   当社 店舗開発部 開発課 課長   2013年12月   当社 店舗開発部 部長   2015年12月   当社 執行役員 店舗開発部 部長   2016年11月   株式会社アクシス取締役   2017年2月   当社 取締役 店舗開発担当   2017年12月   当社 取締役 店舗開発担当・FC担当   2020年12月   当社 取締役 西日本営業部 部長 (現任)	5,000株						
	【取締役候補者とした理由】 候補者は、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たして								
	族補者は、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など週切な役割を果たして おります。主に店舗開発における豊富な経験と識見を活かして積極出店政策を推進する								
	とともに、部門を跨いだ繁	各件と営業進捗状況の一元化を推進することにより	ホームセンタ						

一大手とのFC事業推進に注力するなど、当社の成長基盤の構築に中心的な役割を担って

きたことから、取締役として適任と考えております。

候補者 番 号	<ul><li>よりがな</li><li>氏名</li><li>(生年月日)</li></ul>	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	**望 月 園 枝 (1966年3月7日生)	1988年3月 株式会社東京スタイル入社 2007年3月 同社スタイルコム事業部 部長 2009年3月 同社執行役員 コーディネーター デザイン室担当 2010年3月 同社執行役員総合商品企画室 室長 兼 デザイン室担当 2010年9月 同社執行役員総合商品企画室 室長 兼 デザイン室担当 兼 マーケティング部担当 2011年9月 同社執行役員総合商品企画室 室長 兼 マーケティング部担当 2013年9月 当社入社 2013年10月 当社 商品戦略室 室長 2014年6月 当社 商品部 次長 2015年12月 当社 取締役 商品担当・直営 担当 2020年12月 当社 取締役 商品部 部長(現任)	5,000株
	【取締役候補者レ」を理由	1	

### 【取締役候補者とした理由】

候補者は、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たして おります。商品開発、マーケティング領域における豊富な経験と識見を活かして商品部門 を牽引してまいりました。

また、2020年7月からは他価格商品を導入するなど、当社の収益基盤の構築に中心的な役割を担ってきたことから、取締役として適任と考えております。

候補者 番 号	s り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数		
4	************************************	2001年2月当社入社2008年1月当社 神奈川エリア エリアマネージャー2013年1月当社 西日本営業所 所長2015年12月当社 首都圏営業所 所長2016年12月当社 管理部 部長2017年2月当社 執行役員 管理部 部長2017年11月株式会社アクシス 取締役2017年12月当社 執行役員 管理部 部長兼 人事部 部長2018年2月当社 取締役 管理担当・人事担当2020年12月当社 取締役 中日本営業部部長(現任)	4, 700株		
	【取締役候補者とした理由】				
	候補者は、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。現場を熟知する候補者が営業部門を牽引し、当社の収益基盤構築の中心的な行				
	割を担っていることから、取締役として適任と考えております。				

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. なお、候補者選任にかかる監査等委員会の意見の概要は以下のとおりです。

「当委員会は、取締役候補者について、各候補者の資質及び取締役会全体の実効性等の 観点から、検討を行いました。その結果、当社事業に対し豊富な知識・経験を有し当社 の企業理念・経営手法に造詣が深い者が候補者となっており、監査等委員である取締役 も合わせて取締役会全体を見たとき、業務執行の決定を通じた企業価値の向上など取締 役会に期待される役割を果たし得る人選がなされていることなどから、本議案で提案さ れている全ての取締役候補者は妥当であると判断しました。」

3.各候補者の所有する当社株式の数は、2020年11月30日現在の株式数を記載しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役1名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、取締役会の諮問機関である「指名・報酬委員会」における審議内容を尊重し、取締役会において決定しております。

また、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。 監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)   所有する当社 株式の数   1997年10月   当社入社   2012年12月   当社 内部監査室 室長   2013年12月   当社 管理本部 経理財務部   財務課 課長 兼 I R 担当   2018年3月   当社 内部監査室 室長   2019年3月   当社 取締役 常勤監査等委員 (現任)   500株	<u> </u>						
2012年12月 当社 内部監査室 室長 2013年12月 当社 管理本部 経理財務部 財務課 課長 兼 I R担当 2018年3月 当社 内部監査室 室長 2019年3月 当社 取締役 常勤監査等委員(現 任)	氏名						
		2012年12月 当社 内部監査室 室長 2013年12月 当社 管理本部 経理財務部 財務課 課長 兼 I R担当 2018年3月 当社 内部監査室 室長 2019年3月 当社 取締役 常勤監査等委員(現	500株				

### 【監査等委員である取締役候補者とした理由】

候補者は、当社における業務執行と内部統制並びに監査両面の経験を経て幅広い知見を有しております。候補者は、常勤の監査等委員である取締役として、全社業務を監査し、 社外の監査等委員である取締役、監査法人並びに内部監査室と連携してまいりました。当 社における豊富な経験に裏付けられた実効的な監査が期待されることから、監査等委員である取締役候補者といたしました。

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、 補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、取締役会の諮問機関である「指名・報酬委員会」における審議内容を尊重し、取締役会において決定しております。

また、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります

ふ     り     が     な       氏     名       (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
xか がわ ゆき子 (1969年2月16日生)	1994年10月 監査法人トーマツ 入所 2000年4月 中川公認会計士事務所 設立 同所 所長 (現任) 2004年4月 青山学院大学経済学部 税理士特別講座担当講師 (現任) 2006年1月 株式会社ベクトル入社	一株

### 【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】

候補者は、公認会計士として豊富な経験・識見を有しており、専門的な見地から当社の経営の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと期待されます。同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 中川 ゆき子氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
  - 3. 候補者が監査等委員である取締役に就任することとなった場合には、会社法第427条第 1項に定める責任を限定する契約を締結する予定であり、この場合、当該契約に基づく 賠償限度額は、法令が規定する額といたします。

以上

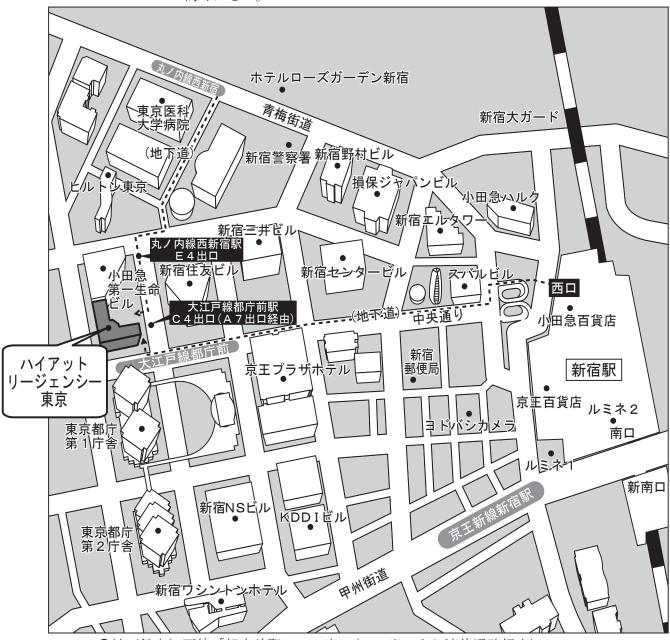
# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号

ハイアットリージェンシー東京 地下1階「センチュリールーム」

電話番号 03-3348-1234

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ご自身の健康状態にご留意いただき、体調がすぐれない場合など、ご来場を見合わせていただくことをご検討ください。



- ●地下鉄大江戸線「都庁前駅」C4出口(A7出口より連絡通路経由)
- J R 線他各線「新宿駅」西口より徒歩約9分…都庁方面地下道(動く歩道有)を直進、 地上に出てから右手に新宿住友ビルを見て進み、右手会場前の階段を上り正面玄関(2 階)から地下1階にお越しください。
- ●地下鉄丸ノ内線「西新宿駅」都庁方面地下通路経由 徒歩約6分 С4出口連絡通路直結



